

議案第19号

## 大阪市公衆衛生修学資金貸与条例を廃止する条例案

大阪市公衆衛生修学資金貸与条例（昭和33年大阪市条例第13号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋下徹

### 説明

大学の医学部において医学を専攻する学生で将来本市の保健所に勤務しようとするものに対する修学資金の貸与制度を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市公衆衛生修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師たる保健所の職員の充実を図るため、医学を専攻する者で将来本市の保健所に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(修学資金)

第2条 市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の医学部において医学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与することができる。

(貸与の方法)

第3条 修学資金は、予算の範囲内で、貸与を決定した月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、市長が定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、2月分又は3月分をあわせて貸与することができる。

(保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、市長の定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担するものとする。

(貸与の取消等)

第5条 修学資金の貸与を受けた修学生（以下「修学生」という。）が次の各号の1に該当するに至ったときは、その貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
- (4) 修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき
- (5) その他市長が必要と認めるとき

2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資

金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 市長は、修学生が正当の理由がなく第11条に規定する学業成績表の提出を行わず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還債務の当然免除)

第6条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の1に該当するに至つたときは、返還債務の免除を受けるものとする。

(1) 大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所又は本市の他の機関（以下「保健所等」という。）に在職した場合において、その引き続く在職期間のうち医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間（前条第2項の規定により貸与されなかつた修学資金にかかる期間を除く。）の2分の3に相当する期間（この期間が5年に満たないときは5年とする。）に達したとき。ただし、保健所の職員となつた日から起算して2年以内に医師となつた場合に限る。

(2) 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき

2 前項第1号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、市長が定める。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所等に在職した者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行ない、かつ、当該臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員となつた場合においては、その者を、先の保健所等の職員としての在職期間と後の保健所等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き保健所等に在職した者とみなして前2項の規定を適用する。

(返還)

第7条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、市長の定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（第5条第2項の規定により貸与されなかつた修学資金にかかる期間を除く。）の2分の1に相当する期間（第9条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、返還しなければならない。

- (1) 第5条第1項の規定により、修学資金を貸与する旨の決定が取り消されたとき
- (2) 大学を卒業した後、直ちに保健所の職員とならなかつたとき
- (3) 貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつたとき（第6条第1項第2号に該当すると

き及び保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なつたときを除く。)

- (4) 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員とならなかつたとき
- (5) 貸与を受けた者が、保健所の職員となつた日から起算して2年以内に医師とならなかつたとき

(返還債務の裁量免除)

第8条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、保健所等に、通算して修学資金の貸与を受けた期間（第5条第2項の規定により貸与されなかつた修学資金にかかる期間を除く。）の2分の3に相当する期間（この期間が5年に満たないときは、5年とする。）以上在職したときは、修学資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部を免除することができる。

- 2 修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、保健所等に通算して5年以上在職したときは、市長の定めるところにより、修学資金の返還債務の一部を免除することができる。
- 3 市長は、修学資金の貸与を受けた者が、保健所等に在職中に死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する在職期間の計算については、第6条第2項の規定を準用する。

(返還の猶予)

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者が、医師となつた後、保健所等に在職する場合 その在職する期間
- (2) 修学資金の貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なつている場合 その臨床研修を行なつている期間
- (3) 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合 その理由が継続する期間

(延滞利息)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表の提出等)

第11条 修学生は、市長の定めるところにより、毎年学業成績表を提出し、及び健康診断を受けなければならない。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。